

## プラザ新琴似利用料金表 (別表)

夏期料金(5月1日～9月末日) 使用料改定 平成8年4月1日 単位 円

区分 部屋別	時間帯	地区会館 使用料	地区会館 利用料	特殊機器 利用料	合計
会議室 (ライラック) (アカシヤ)	9:00～12:00	450	2,050		2,500
	13:00～17:00	600	2,050		2,650
	18:00～21:00	700	2,150		2,850
	9:00～21:00	1,400	5,000		6,400
和室 (松竹梅)	9:00～12:00	450	2,050		2,500
	13:00～17:00	600	2,050		2,650
	18:00～21:00	700	2,150		2,850
	9:00～21:00	1,400	5,000		6,400
工芸室	9:00～12:00	450	2,050	1教室1ヶ月	2,500
	13:00～17:00	600	2,050	1,500	2,650
	18:00～21:00	700	2,150	1キロワット	2,850
	9:00～21:00	1,400	5,000	20	6,400
調理 実習室	9:00～12:00	450	2,050		2,500
	13:00～17:00	600	2,050		2,650
	18:00～21:00	700	2,150		2,850
	9:00～21:00	1,400	5,000		6,400
大ホール (はまなす)	9:00～12:00	5,100	9,200		14,300
	カラオケ使用			1曲100円	
	13:00～17:00	6,200	11,100		17,300
	カラオケ使用			1曲100円	
	18:00～21:00	7,600	13,300		20,900
	カラオケ使用			1曲100円	
9:00～21:00	15,200	31,100		46,300	
カラオケ使用			1曲100円		
控室	9:00～12:00		2,300		2,300
	13:00～17:00		2,400		2,400
	18:00～21:00		2,600		2,600
	9:00～21:00		6,000		6,000

●使用料免除対象団体

町内会関係 学校PTA(小・中・高)育成委員会 新子連  
老人クラブ 民児協 その他公共団体及び準ずる団体

●営業を目的で使用の場合 使用料5割増

## プラザ新琴似利用料金表 (別表)

冬期料金(10月1日～4月末日) 使用料改定 平成8年4月1日 単位 円

区分 部屋別	時間帯	地区会館 使用料	地区会館 利用料	特殊機器 利用料	合計
会議室 (ライラック) (アカシヤ)	9:00～12:00	450	2,350		2,800
	13:00～17:00	600	2,350		2,950
	18:00～21:00	700	2,550		3,250
	9:00～21:00	1,400	6,000		7,400
和室 (松竹梅)	9:00～12:00	450	2,350		2,800
	13:00～17:00	600	2,350		2,950
	18:00～21:00	700	2,550		3,250
	9:00～21:00	1,400	6,000		7,400
工芸室	9:00～12:00	450	2,350	1教室1ヶ月	2,800
	13:00～17:00	600	2,350	1,500	2,950
	18:00～21:00	700	2,550	1キロワット	3,250
	9:00～21:00	1,400	6,000	20	7,400
調理 実習室	9:00～12:00	450	2,350		2,800
	13:00～17:00	600	2,350		2,950
	18:00～21:00	700	2,550		3,250
	9:00～21:00	1,400	6,000		7,400
大ホール (はまなす)	9:00～12:00	5,100	11,200		16,300
	カラオケ使用			1曲100円	
	13:00～17:00	6,200	13,100		19,300
	カラオケ使用			1曲100円	
	18:00～21:00	7,600	15,800		23,400
	カラオケ使用			1曲100円	
9:00～21:00	15,200	34,600		49,800	
カラオケ使用			1曲100円		
控室	9:00～12:00		2,300		2,300
	13:00～17:00		2,400		2,400
	18:00～21:00		2,600		2,600
	9:00～21:00		6,000		6,000

●使用料免除対象団体

町内会関係 学校PTA(小・中・高)育成委員会 新子連  
老人クラブ 民児協 その他公共団体及び準ずる団体

●営業を目的で使用の場合 使用料5割増